

生活保護の地域で
差をつける「級地」
来年度、
36年ぶりに見直しへ

夫33歳と妻29歳、
子ども4歳のモデル
世帯の場合

高 い	1級地-1(東京23区など)	15万8760円	統合
生 活 費	1級地-2(広島県福山市など)	15万3890円	統合
2級地-1(埼玉県熊谷市など)	14万9130円		
2級地-2(熊本県荒尾市など)	14万9130円		
3級地-1(福岡県柳川市など)	14万2760円		
3級地-2(香川県さぬき市など)	13万9630円		
低 い	6区分	3区分	

住んでいる場所で生活保護の基準額に差をつける「級地」の区分について、厚生労働省が見直す方針を決めた。いまの6区分から3区分に半減させる考え方で、来年度から実施する。見直しは36年ぶり。地域差が減少したことなどを理由としているが、基準額が下がる世帯への影響を見る見方も出ている。

生活保護費は5年ぶりに水準の妥当性が検証され、来年度が改定の年。22日の

生活保護地域区分を半減

厚労省方針 受給額減額の懸念も

社会保障審議会（厚労相の諮問機関）の部会で見直しへの報告書案が示された。

生活保護は「最も同一の生活水準を保障するため、物価や生活水準に応じて全国の市町村を1～3の級地に分類。各級地で二つに分かれ、計6区分ある。ただ、この分類は1987年に設定されて以降、市町村合併を除いて変更はなかった。自治体から見直しの要望があり、消費実態などを分析。報告書案は「87年当時と比べると地域間の差が小さくなれば結論づけた」

今回の見直しで厚労省は全国を1～3級地のみの3区分にまとめる方針だが、影響を心配する声もある。

京ファンデーの代表理事で生活困窮者を支援する糸井剛さんは「級地の見直しで、全体でみれば必要な生

活保護費が圧縮される懼れがある」と指摘する。一方、同省は基準額を「うするか明示しなかった。報告書案では、食費などの生活費にあたる「生活扶助」の水準の妥当性についても検証する。(石川友恵)

程度下回った。同省は今後、年末の予算編成過程で基準額を引き上げるかどうかを検討する。(石川友恵)

年の統計では、生活扶助の支出額とのバランスを保つとしているが、2019年の統計では、生活扶助の基準額が低所得世帯を2%程度下回った。同省は今後、年末の予算編成過程で基準額を引き上げるかどうかを検討する。(石川友恵)